

## 第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる無線局のうち、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局
- 2 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 3 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ **A** ならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。  
注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、**B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ③ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、**C** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 総務大臣に届け出なければ	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	許可に係る無線設備
2 総務大臣に届け出なければ	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	当該無線局の無線設備
3 総務大臣の許可を受けなければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	当該無線局の無線設備
4 総務大臣の許可を受けなければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	許可に係る無線設備

A-3 次の記述は、船舶の無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、**A**。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により **B** に変更があったときは、変更後 **B** は、**A**。
- ③ ①及び②により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に **C** なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者	届け出
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を運行する者	申し出て検査を受け
3 免許人の地位を承継する	船舶を運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	船舶を所有する者	申し出て検査を受け

A-4 電波の強度、高圧電気等に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りする處のあるいかなる場所も含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備その他総務省令で定める無線設備については、この限りでない。
- 3 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの場合は、この限りでない。
  - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
  - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A-5 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が75ワット以下のものは、この限りでない。
- ② 4MHzから26.175MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置（無線設備規則第40条の7第1項の送信装置を除く。）は、①にかかわらず、その空中線電力を75ワット以下に、75パーセント以内ごとに容易に低下することができるものでなければならない。
- ③ F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①にかかわらず、その空中線電力を B 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

	A	B
1	50パーセント	5ワット
2	50パーセント	1ワット
3	75パーセント	5ワット
4	75パーセント	1ワット

A-6 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条、第57条、第58条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき又は実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-7 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の□Aを行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。  
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める□Bを有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の□Aに関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から□Cを経過していないとき。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士とする。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
2 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
3 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-8 次の記述は、免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) □B
- (2) 船位通報に関する通信
- (3) 港務用の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
- (4) □Cのために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- (5) 電波の規正に関する通信
- (6) その他電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信

A	B	C
1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	気象の照会又は時刻の照合
2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務
3 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	国又は地方公共団体の事務
4 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	気象の照会又は時刻の照合

A-9 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条から第8条の2まで）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □A 当該無線設備によって □B 、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を □C に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、□D ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間
2 每日1回以上	試験電波を発射して	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
3 每月1回以上	試験電波を発射して	船舶の責任者	1年以内の期間
4 每月1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
5 每月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間

A-10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔において2回送信することができる。
- ② 船舶局における呼出しは、□A 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ③ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては□B に応答するものとする。
- ④ ③の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号  
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑤ ④の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を④の(5)の「通報の型式」で明示するものとする。
- ⑥ ④の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、④の(6)の「通報の周波数等」に□C を明示するものとする。

A	B	C
1 5分間以上の間隔において2回	5分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2 5分間以上の間隔において2回	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 2分間以上の間隔において3回	10分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
4 2分間以上の間隔において3回	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A-11 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条、第80条及び第105条）及び無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 無線通信の業務に従事する者が遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。遭難通信の取扱いを妨害した者も、同様とする。
- 4 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A-12 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継の送信を行わなければならない。

A-13 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を **A** へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、**B** 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 各局                       | 3回 |
| (2) こちらは                     | 1回 |
| (3) 遭難警報を送信した船舶の船名           | 3回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称            | 1回 |
| (5) 海上移動業務識別                 | 1回 |
| (6) 遭難警報取消し                  | 1回 |
| (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） | 1回 |
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、**C** しなければならない。

A	B	C
1 適当な海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2 適当な海岸局	無線電話により	適当な間隔においてその通報を少なくとも2回反復
3 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔においてその通報を少なくとも2回反復
4 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守

A-14 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、  
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数の電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報が **A** の周波数の電波を使用するものであるときは、受信から1分以上2分45秒以下の間隔を置いて送信するものとする。
- ② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、**B** により、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) <b>C</b> (又は「遭難」) | 1回 |
| (2) <b>D</b>          | 3回 |
| (3) こちらは              | 1回 |
| (4) 自局の識別信号           | 3回 |
| (5) 受信しました            | 1回 |
| (6) <b>C</b> (又は「遭難」) | 1回 |

A	B	C	D
1 中短波帯又は短波帯	無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
2 中短波帯又は短波帯	デジタル選択呼出装置	ディストレス	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3 中短波帯又は短波帯	デジタル選択呼出装置	メーデー	各局
4 超短波帯	デジタル選択呼出装置	ディストレス	各局
5 超短波帯	無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号

A-15 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に關し報告を求めることができる。
- 3 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に關し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において当該外国の主管庁による検査を受け、検査の結果について指示を受けたときは、総務省令で定める手続により、その事実及び措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

A-16 次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 3 無線局の検査を受け、検査の結果について総務大臣から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の内容
- 4 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細

A-17 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A、□B受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する□C探知し及び□Dために協力することを約束する。

	A	B	C	D
1	いずれから 発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	自国の管轄の 下にある局を	識別する
2	いずれから 発せられたかを問わず	速やかにこれを	いずれの国の管轄の 下にある局をも	電波の発射を禁止する
3	いずれから 発せられたかを問わず	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の 下にある局をも	識別する
4	その属する国 の領域内で発せられた場合には	速やかにこれを	自国の管轄の 下にある局を	電波の発射を禁止する
5	その属する国 の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位において	いずれの国の管轄の 下にある局をも	識別する

A-18 次の記述は、遭難警報について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報の送信は、移動体又は人が□Aにさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報は、地上無線通信のための周波数帯において遭難呼出フォーマットを使用する□B又は宇宙局を通じて中継される遭難通報フォーマットで行われる。
- ③ 遭難警報を受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、□Cにその遭難警報の内容を通報する。

	A	B	C
1	何らかの危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者
2	何らかの危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
3	重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4	重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者

A-19 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャネル16）で聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約（附属書第4章 第6規則）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と□に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- (2) できる限り□に設けること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
- (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しあつ□を備えること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A	B	C
1 電気的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	必要に応じて取り外しができるもの
2 電気的	航海船橋に近い位置	恒久的に取り付けられたもの
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	恒久的に取り付けられたもの
4 電磁的	航海船橋に近い位置	必要に応じて取り外しができるもの

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査及び免許の拒否について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、□アは、その旨を総務大臣に届け出て、その□イ、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。以下②において同じ。）及び員数並びに□ウについて検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする□イ、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、□エを省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときはその期限）経過後□オ電波法第10条（落成後の検査）の規定による届出がないときは、総務大臣はその無線局の免許を拒否しなければならない。

1 工事が落成したとき	2 工事落成の期限の日になったとき	3 無線設備
4 電波の型式、周波数及び空中線電力	5 計器及び予備品	6 時計及び書類
7 当該検査	8 その一部	9 1箇月以内に

B-2 海上移動業務の無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- イ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ウ 別に定めるものを除き、無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下オにおいて同じ。）が発給する証票を備え付けなければならない。
- オ 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならず、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともにその旨を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

B-3 次の記述は、海上移動業務等の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、ア。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であってイにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、ウ無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

② エの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作でオに関するもの

(2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- 1 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者  
3 総務大臣の承認を受けたもの  
5 船舶が航行中であるため  
7 モールス符号を送り、又は受ける無線電信  
9 遭難通信又は緊急通信

- 2 総務省令で定める業務経歴を有する無線従事者  
4 総務大臣にその選任の届出がされたもの  
6 船舶の運航計画の変更のため  
8 無線電信  
10 遭難通信、緊急通信又は安全通信

B-4 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

① 船舶局の運用は、そのアに限る。ただし、イのみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、ウことができる。

③ 船舶局は、エと通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又はオについて、エから指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- 1 船舶の航行中及び航行の準備中  
5 その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める  
8 海岸局又は船舶局
- 2 船舶の航行中  
6 その運用の停止を命ずる  
9 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力
- 3 受信装置  
7 海岸局
- 4 無線電話の送受信装置  
10 使用電波の型式若しくは周波数

B-5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

イ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

ウ 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

エ 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

オ 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。